

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月28日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会規則第2号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第20号様式の3（第50条の2関係）</p> <p>その1（選挙運動用自動車の使用の契約届出書）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この</u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p> <p>2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」<u>にあつては借入期間を</u>、「運転手の雇用」<u>にあつては雇用期間を</u>、「燃料代」<u>にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号</u>を記載してください。</p> <p>3 略</p> <p>その2（ビラ作成契約届出書）</p> <p>略</p> <p>備考 <u>この</u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p> <p>その3（ポスター作成契約届出書）</p> <p>略</p> <p>備考 <u>この</u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p>	<p>第20号様式の3（第50条の2関係）</p> <p>その1（選挙運動用自動車の使用の契約届出書）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p> <p>2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」<u>にあつては借入期間を</u>、「運転手の雇用」<u>にあつては雇用期間を</u>、「燃料代」<u>にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を</u>記載してください。</p> <p>3 略</p> <p>その2（ビラ作成契約届出書）</p> <p>略</p> <p>備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p> <p>その3（ポスター作成契約届出書）</p> <p>略</p> <p>備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p>

第20号様式の4（第50条の3関係）

その1（自動車燃料代確認申請書）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日
香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
候補者 ㊦

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載した選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

その2・その3 略

第20号様式の4（第50条の3関係）

その1（自動車燃料代確認申請書）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日
香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
候補者 ㊦

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載した選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

その2・その3 略

第20号様式の5（第50条の3関係）

その1（自動車燃料代確認書）

(確認番号)	
第	号
自動車燃料代確認書	
香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。	
年 月 日	
香川県選挙管理委員会委員長 印	
記	
1	年 月 日執行 選挙（選挙区）
2	候補者の氏名
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
4	確認金額 円
備考	
1	この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
2	この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
3	この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

その2・その3 略

第20号様式の5（第50条の3関係）

その1（自動車燃料代確認書）

(確認番号)	
第	号
自動車燃料代確認書	
香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。	
年 月 日	
香川県選挙管理委員会委員長 印	
記	
1	年 月 日執行 選挙（選挙区）
2	候補者の氏名
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
4	確認金額 円
備考	
1	この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
2	この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
3	この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

その2・その3 略

第20号様式の6（第50条の5関係）

その1（選挙運動用自動車使用証明書（自動車））

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)			
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。			
年 月 日			
年 月 日執行 選挙 (選挙区)			
候補者 ㊦			
記			
運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名			
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
備考			
1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。			
2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。			
3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。			
4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1)以外の場合 15,300円			
5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。			
6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。			
7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。			

第20号様式の6（第50条の5関係）

その1（選挙運動用自動車使用証明書（自動車））

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)			
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。			
年 月 日			
年 月 日執行 選挙 (選挙区)			
候補者 ㊦			
記			
運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名			
車種及び自動車登録 番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
備考			
1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。			
2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。			
3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。			
4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1)以外の場合 15,300円			
5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。			
6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。			
7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。			

その2 (選挙運動用自動車使用証明書 (燃料))

選挙運動用自動車使用証明書
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載した選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その3 略

その2 (選挙運動用自動車使用証明書 (燃料))

選挙運動用自動車使用証明書
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	
年 月 日		0	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載した選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その3 略

第20号様式の9（第50条の6関係）

その1（請求書（選挙運動用自動車の使用））

略

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 略

（別紙）その1 略

第20号様式の9（第50条の6関係）

その1（請求書（選挙運動用自動車の使用））

略

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 略

（別紙）その1 略

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借 入 金 額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
計			円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給をした日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬(ア)	基準限度額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借 入 金 額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
年 月 日	() 円×1 台= 円	15,300円×1 台=15,300円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販 売 金 額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
年 月 日	() 円×() 台 = 円				
計			円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給をした日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬(ア)	基準限度額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2・その3 略

その2・その3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。